

市民参加実施結果シート

結果 (途中・終了)
平成28年4月1日時点

担当課(行政改革推進課)

2 市民参加の手續 実施結果について		
通称	市マイナンバー利用条例の制定について	市が考える市民等への影響
名称	流山市行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	〈メリット〉事務手續における添付書類の省略など住民の負担が軽減される。 〈デメリット〉
概要	社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の実施に合わせて、個人番号(マイナンバー)の市の事務での独自利用、特定個人情報(個人番号を含んだ個人情報)の庁内同一機関内での連携及び庁内の一つの機関から他の機関への提供について定める条例を制定する。	
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	条例名がやや分かりにくいものであったことから、通称の中に「マイナンバー法」という字句を入れるとともに、条例概要を添付し、分かりやすくするよう努めた。 該当の条例案は、マイナンバー法に基づき必要な事項を定めるものであり、条文について意見を出しやすいものではなかったことから、出された意見はマイナンバー制度の実施による情報漏えいへの不安を訴えるものばかりであり、件数も少なかったものと思われる。	

(1) 市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	個人情報の取扱いに関わる内容であるため、市の情報公開・個人情報保護審査会に諮り、パブリックコメントを行うものである。
--------------------------------	--

市民参加の手法	①開催告知日	③募集期間	④受付方法	⑤開催日等	⑥人数等	⑦人数構成内訳	⑧結果の公表	⑨意見の反映	⑩工夫したこと	⑪その他特記事項
パブリックコメント	〈HP〉 H27/6/15～ 〈広報紙〉 H27/6/21号	〈意見募集期間〉 H27/6/22～H27/7/21	ファクシミリ 郵送 電子メール 書類の持参	—	意見数 4件		〈HP〉 H27/8/28～ 〈広報紙〉 H27/9/11	意見を反映した(案を修正した) ○ 案を修正しなかった その他	当該事実と同時にマイナンバー制度関連の手数料条例改正案のパブコメがあったことから、2件の出張所等の配架資料を一体化させた形にした。	
情報公開・個人情報保護審査会	—	—	—	H27.7.10	委員数 5名	〈審査会委員の構成〉 公募の市民等 2名、 学識者 3名	〈HP〉 H27/7/31～	意見を反映した(案を修正した) ○ 案を修正しなかった その他		開催日の日程調整が予定より遅れたため、広報による開催の告知ができなかった。
								意見を反映した(案を修正した) ○ 案を修正しなかった その他		

